

令和5年度 安曇野市地域防災計画 新旧対照表

# その他災害対策編





修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</b></p> <p><b>第1 屋内退避及び避難誘導</b></p> <p>2 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示等の措置を講ずる。（市：全部局）</p> <p>(3) 退避・避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。</p> <p><u>(5) 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</u></p> <p>(6) 「原子力災害対策指針（最新改定日令和4年7月6日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は下表のとおりである。</p> <p><b>第2 広域避難活動</b></p> <p><u>6 県及び市は、必要に応じ、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、避難者等が避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、避難者等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。</u></p> <p><b>第3 屋内退避又は避難を指示等した区域における交通の規制及び立入制限等の措置</b></p> <p>県は、市町村長が屋内退避又は避難を指示等した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。（県：危機管理部、警察本部）</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</b></p> <p><b>第1 屋内退避及び避難誘導</b></p> <p>2 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難指示の措置を講ずる。（市：全部局）</p> <p>(3) 退避・避難のための立ち退きの指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5) 「原子力災害対策指針（最新改定日令和2年10月28日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は下表のとおりである。</p> <p><b>第2 広域避難活動</b></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>第3 屋内退避又は避難を勧告又は指示した区域における交通の規制及び立入制限等の措置</b></p> <p>県は、市町村長が屋内退避又は避難を勧告又は指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。（県：危機管理部、警察本部）</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の原子力災害対策指針の改正に合わせて修正</p> <p>時点修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

その他（原子力災害対策編） 第3章 第9節

修正後	修正前	修正理由																
<p><b>第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等</b></p> <p>第3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対 象</th> <th style="text-align: center;">放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td>300 ベクレル/キログラム</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000 ベクレル/キログラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>（「原子力災害対策指針（令和4年7月6日）」より）</p>	対 象	放射性ヨウ素	飲料水	300 ベクレル/キログラム	牛乳・乳製品		野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム	<p><b>第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等</b></p> <p>第3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対 象</th> <th style="text-align: center;">放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td>300 ベクレル/キログラム</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000 ベクレル/キログラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>（「原子力災害対策指針（令和2年10月28日）」より）</p>	対 象	放射性ヨウ素	飲料水	300 ベクレル/キログラム	牛乳・乳製品		野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム	<p>国の原子力災害対策指針の改正に合わせて修正</p>
対 象	放射性ヨウ素																	
飲料水	300 ベクレル/キログラム																	
牛乳・乳製品																		
野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム																	
対 象	放射性ヨウ素																	
飲料水	300 ベクレル/キログラム																	
牛乳・乳製品																		
野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム																	

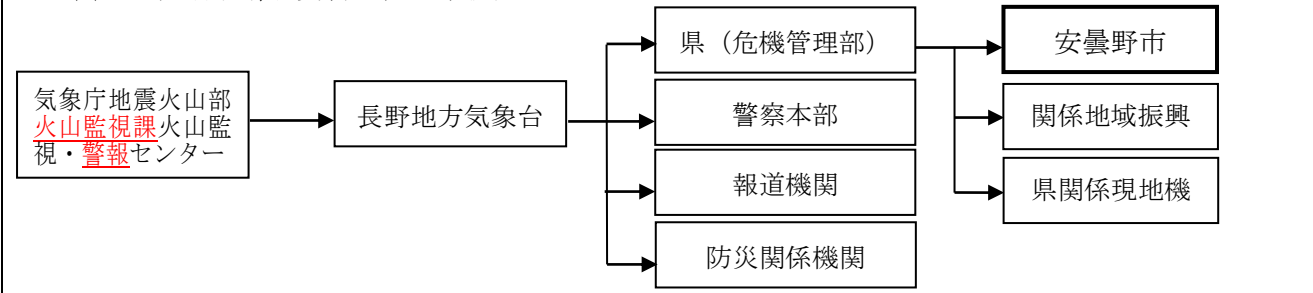
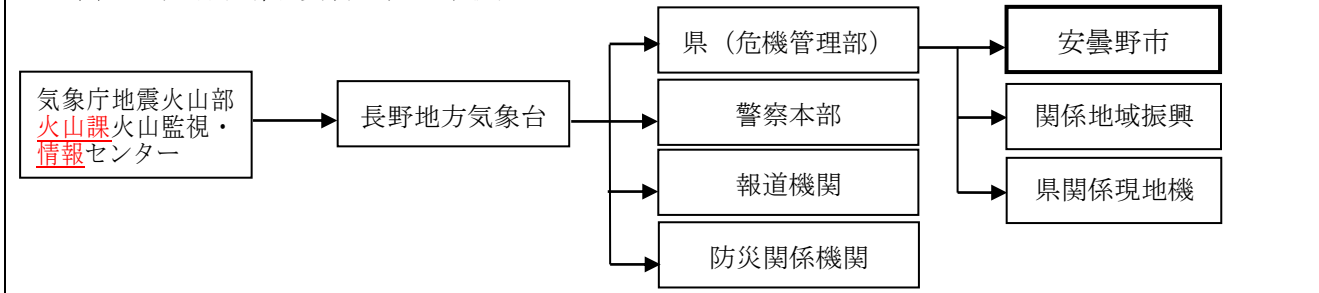
その他（原子力災害対策編） 第3章 第10節

修正後	修正前	修正理由
<p><b>第10節 県外からの避難者の受入れ活動</b></p> <p>第1 避難者の受入れ</p> <p>2 短期的な避難者の受入れ</p> <p>(1) 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。（県：関係部局）</p> <p>ア 被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、まず、緊急的な一時受入れと同様に、県又は市町村の施設で対応する。</p> <p>イ アによる受入れが困難な場合、市町村と協議の上、県内のホテル・旅館等を県が借り上げて、避難所とする。</p>	<p><b>第10節 県外からの避難者の受入れ活動</b></p> <p>第1 避難者の受入れ</p> <p>2 短期的な避難者の受入れ</p> <p>(1) 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。（県：関係部局）</p> <p>ア 被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、まず、緊急的な一時受入れと同様に、県又は市町村の施設で対応する。</p> <p>イ アによる受入れが困難な場合、市町村と協議の上、県内の旅館・ホテル等を県が借り上げて、避難所とする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

その他（原子力災害対策編） 第5章

修正後	修正前	修正理由
<p>第1 原子力事業者及び原子力事業者から核燃料物質等の運搬を委託された者の対応</p>	<p>第1 原子力事業者及び核燃料物質等の運搬を委託された者の対応</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

修正後	修正前	修正理由																																																																																																																																				
<p style="text-align: center;"><b>第1節 火山災害に強いまちづくり</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>3 ライフライン施設の機能の確保</p> <p>(1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、通信サービス、<u>廃棄物処理施設</u>等のライフライン施設や廃棄物処理施設の火山災害に対する安全の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p> <p><u>(3) ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>5 災害応急対策等への備え</p> <p><u>災害時</u>の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに、人的ネットワークの構築を図る。</p> <table border="1" data-bbox="213 1218 1270 1856"> <thead> <tr> <th>火</th> <th>英語表記</th> <th>最新の噴火年 (有史後)</th> <th>常時観測 対象火山</th> <th>周辺の 都道府県</th> <th>標高 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>草津白根山 (本白根山)</td> <td>Kusatsu-shiranesan</td> <td>2018年</td> <td>○</td> <td>群馬県・長野県</td> <td>2171</td> </tr> <tr> <td>浅間山</td> <td>Asamayama</td> <td>2019年</td> <td>○</td> <td>群馬県・長野県</td> <td>2568</td> </tr> <tr> <td>横岳</td> <td>Yokodake</td> <td>約600年前</td> <td></td> <td>長野県</td> <td>2472</td> </tr> <tr> <td>新潟焼山</td> <td>Niigata-yakeyama</td> <td>2016年</td> <td>○</td> <td>新潟県・長野県</td> <td>2400</td> </tr> <tr> <td>妙高山</td> <td>Myoukosan</td> <td>—</td> <td></td> <td>新潟県・長野県</td> <td>2454</td> </tr> <tr> <td>弥陀ヶ原</td> <td>Midagahara</td> <td>1836年</td> <td>○</td> <td>富山県・長野県</td> <td>2621</td> </tr> <tr> <td>焼岳</td> <td>Yakedake</td> <td>1963年</td> <td>○</td> <td>長野県・岐阜県</td> <td>2455</td> </tr> <tr> <td>アカンダナ山</td> <td>Akandanayama</td> <td>—</td> <td></td> <td>長野県・岐阜県</td> <td>2109</td> </tr> <tr> <td>乗鞍岳</td> <td>Norikuradake</td> <td>約500年前</td> <td>○</td> <td>長野県・岐阜県</td> <td>3026</td> </tr> <tr> <td>御嶽山</td> <td>Ontakesan</td> <td>2014年</td> <td>○</td> <td>長野県・岐阜県</td> <td>3067</td> </tr> </tbody> </table>	火	英語表記	最新の噴火年 (有史後)	常時観測 対象火山	周辺の 都道府県	標高 (m)	草津白根山 (本白根山)	Kusatsu-shiranesan	2018年	○	群馬県・長野県	2171	浅間山	Asamayama	2019年	○	群馬県・長野県	2568	横岳	Yokodake	約600年前		長野県	2472	新潟焼山	Niigata-yakeyama	2016年	○	新潟県・長野県	2400	妙高山	Myoukosan	—		新潟県・長野県	2454	弥陀ヶ原	Midagahara	1836年	○	富山県・長野県	2621	焼岳	Yakedake	1963年	○	長野県・岐阜県	2455	アカンダナ山	Akandanayama	—		長野県・岐阜県	2109	乗鞍岳	Norikuradake	約500年前	○	長野県・岐阜県	3026	御嶽山	Ontakesan	2014年	○	長野県・岐阜県	3067	<p style="text-align: center;"><b>第1節 火山災害に強いまちづくり</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>3 ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>(1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、通信サービス等のライフライン施設や<u>廃棄物処理施設</u>の火山災害に対する安全の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5 災害応急対策等への備え</p> <p><u>災害が発生した場合</u>の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに、人的ネットワークの構築を図る。</p> <table border="1" data-bbox="1442 1218 2499 1856"> <thead> <tr> <th>火</th> <th>英語表記</th> <th>最新の噴火年 (有史後)</th> <th>常時観測 対象火山</th> <th>周辺の 都道府県</th> <th>標高 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>草津白根山 (本白根山)</td> <td>Kusatsu-shiranesan</td> <td>2018年</td> <td>○</td> <td>群馬県・長野県</td> <td>2171</td> </tr> <tr> <td>浅間山</td> <td>Asamayama</td> <td>2019年</td> <td>○</td> <td>群馬県・長野県</td> <td>2568</td> </tr> <tr> <td>横岳</td> <td>Yokodake</td> <td>約600年前</td> <td></td> <td>長野県</td> <td>2472</td> </tr> <tr> <td>新潟焼山</td> <td>Niigata-yakeyama</td> <td>2016年</td> <td>○</td> <td>新潟県・長野県</td> <td>2400</td> </tr> <tr> <td>妙高山</td> <td>Myoukosan</td> <td>—</td> <td></td> <td>新潟県・長野県</td> <td>2454</td> </tr> <tr> <td>弥陀ヶ原</td> <td>Midagahara</td> <td>1836年</td> <td></td> <td>富山県・長野県</td> <td>2621</td> </tr> <tr> <td>焼岳</td> <td>Yakedake</td> <td>1963年</td> <td>○</td> <td>長野県・岐阜県</td> <td>2455</td> </tr> <tr> <td>アカンダナ山</td> <td>Akandanayama</td> <td>—</td> <td></td> <td>長野県・岐阜県</td> <td>2109</td> </tr> <tr> <td>乗鞍岳</td> <td>Norikuradake</td> <td>約500年前</td> <td>○</td> <td>長野県・岐阜県</td> <td>3026</td> </tr> <tr> <td>御嶽山</td> <td>Ontakesan</td> <td>2014年</td> <td>○</td> <td>長野県・岐阜県</td> <td>3067</td> </tr> </tbody> </table>	火	英語表記	最新の噴火年 (有史後)	常時観測 対象火山	周辺の 都道府県	標高 (m)	草津白根山 (本白根山)	Kusatsu-shiranesan	2018年	○	群馬県・長野県	2171	浅間山	Asamayama	2019年	○	群馬県・長野県	2568	横岳	Yokodake	約600年前		長野県	2472	新潟焼山	Niigata-yakeyama	2016年	○	新潟県・長野県	2400	妙高山	Myoukosan	—		新潟県・長野県	2454	弥陀ヶ原	Midagahara	1836年		富山県・長野県	2621	焼岳	Yakedake	1963年	○	長野県・岐阜県	2455	アカンダナ山	Akandanayama	—		長野県・岐阜県	2109	乗鞍岳	Norikuradake	約500年前	○	長野県・岐阜県	3026	御嶽山	Ontakesan	2014年	○	長野県・岐阜県	3067	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
火	英語表記	最新の噴火年 (有史後)	常時観測 対象火山	周辺の 都道府県	標高 (m)																																																																																																																																	
草津白根山 (本白根山)	Kusatsu-shiranesan	2018年	○	群馬県・長野県	2171																																																																																																																																	
浅間山	Asamayama	2019年	○	群馬県・長野県	2568																																																																																																																																	
横岳	Yokodake	約600年前		長野県	2472																																																																																																																																	
新潟焼山	Niigata-yakeyama	2016年	○	新潟県・長野県	2400																																																																																																																																	
妙高山	Myoukosan	—		新潟県・長野県	2454																																																																																																																																	
弥陀ヶ原	Midagahara	1836年	○	富山県・長野県	2621																																																																																																																																	
焼岳	Yakedake	1963年	○	長野県・岐阜県	2455																																																																																																																																	
アカンダナ山	Akandanayama	—		長野県・岐阜県	2109																																																																																																																																	
乗鞍岳	Norikuradake	約500年前	○	長野県・岐阜県	3026																																																																																																																																	
御嶽山	Ontakesan	2014年	○	長野県・岐阜県	3067																																																																																																																																	
火	英語表記	最新の噴火年 (有史後)	常時観測 対象火山	周辺の 都道府県	標高 (m)																																																																																																																																	
草津白根山 (本白根山)	Kusatsu-shiranesan	2018年	○	群馬県・長野県	2171																																																																																																																																	
浅間山	Asamayama	2019年	○	群馬県・長野県	2568																																																																																																																																	
横岳	Yokodake	約600年前		長野県	2472																																																																																																																																	
新潟焼山	Niigata-yakeyama	2016年	○	新潟県・長野県	2400																																																																																																																																	
妙高山	Myoukosan	—		新潟県・長野県	2454																																																																																																																																	
弥陀ヶ原	Midagahara	1836年		富山県・長野県	2621																																																																																																																																	
焼岳	Yakedake	1963年	○	長野県・岐阜県	2455																																																																																																																																	
アカンダナ山	Akandanayama	—		長野県・岐阜県	2109																																																																																																																																	
乗鞍岳	Norikuradake	約500年前	○	長野県・岐阜県	3026																																																																																																																																	
御嶽山	Ontakesan	2014年	○	長野県・岐阜県	3067																																																																																																																																	

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第1節 災害直前活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 噴火警報・予報等の住民に対する伝達対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【長野地方気象台が実施する対策】</p> <p>(ア) 気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが発表する次に示す噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報(臨時)、降灰予報、火山ガス予報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料を、各関係機関に通報及び確実に伝達すると共に、<u>県、関係市町村等へ必要は開設を行う</u>ものとする。</p> <p>(ウ) 噴火警報・予報</p> <p>・噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)</p> <p>気象庁地震火山部<u>火山監視課</u>火山監視・警報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」として発表する。</p> <p>(ケ) 火山現象に関する情報等</p> <p>噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報、噴火速報、降灰情報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁地震火山部<u>火山監視課</u>火山監視・警報センターが発表する。</p> <p>a 火山活動解説資料</p> <p><u>写真</u>や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上、警戒・注意すべき事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。</p> <p><b>別紙1</b></p> <p style="text-align: center;"><b>噴火警報・予報等の通報で伝達系統</b></p> <p>(2) 火山活動解説資料の伝達系統図</p>  <p>(注1) 「防災関係機関」とは、気象庁が整備した防災情報提供システムを利用している国の機関、電力会社、鉄道会社及び公益法人等をいう。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 災害直前活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 噴火警報・予報等の住民に対する伝達対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【長野地方気象台が実施する対策】</p> <p>(ア) 気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが発表する次に示す噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報(臨時)、降灰予報、火山ガス予報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料を、各関係機関に通報及び確実に伝達するものとする。</p> <p>(ウ) 噴火警報・予報</p> <p>・噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)</p> <p>気象庁地震火山部<u>火山課</u>火山監視・警報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」として発表する。</p> <p>(ケ) 火山現象に関する情報等</p> <p>噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報、噴火速報、降灰情報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁地震火山部<u>火山課</u>火山監視・警報センターが発表する。</p> <p>a 火山活動解説資料</p> <p><u>地図</u>や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上、警戒・注意すべき事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。</p> <p><b>別紙1</b></p> <p style="text-align: center;"><b>噴火警報・予報等の通報で伝達系統</b></p> <p>(2) 火山活動解説資料の伝達系統図</p>  <p>(注1) 「防災関係機関」とは、気象庁が整備した防災情報提供システムを利用している国の機関、電力会社、鉄道会社及び公益法人等をいう。</p>	<p>文言訂正 (意見元：長野地方気象台)</p> <p>組織名訂正 (意見元：長野地方気象台)</p> <p>文言訂正 (意見元：長野地方気象台)</p> <p>組織名訂正 文言訂正 (意見元：長野地方気象台)</p> <p>組織名訂正 文言訂正 (意見元：長野地方気象台)</p>

<p>(注2) 「関係機関」とは、各市町村地域防災計画に定める、市町村の機関（現地機関、消防団、小中学校など）及び防災上関連のある機関をいう。</p>	<p>(注2) 「関係機関」とは、各市町村地域防災計画に定める、市町村の機関（現地化機関、消防団、小中学校など）及び防災上関連のある機関をいう。</p>	
---	--	--



修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第1節 雪害に強いまちづくり</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 雪害に強い郷土づくり</p> <p>(2) 実施計画【市、<u>県及び関係機関</u>が実施する計画】(市、県：全部局)</p> <p><u>ア 県、市町村及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。また、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 雪害に強い郷土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進する。</u></p> <p><u>エ 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。</u></p> <p><u>オ 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う。</u></p> <p><u>カ 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行う</u></p> <p><u>キ 道路管理者は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。</u></p> <p>2 道路交通の確保計画</p> <p>(2) 実施計画</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 雪害に強いまちづくり</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 雪害に強い郷土づくり</p> <p>(2) 実施計画【市<u>及び</u>県が実施する計画】(市、県：全部局)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ア 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 雪害に強い郷土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進する。</u></p> <p><u>ウ 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。</u></p> <p><u>エ 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う。</u></p> <p><u>オ 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行う</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 道路交通の確保計画</p> <p>(2) 実施計画</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p>ア 【市が実施する計画】(全部局)</p> <p><u>(カ) 市は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。</u></p> <p>イ 【市、県及び関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) 集中的な大雪に対しては、国〔国土交通省〕、地方公共団体及び高速道路事業者は、<u>人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。</u></p> <p>ウ 【県が実施する計画】</p> <p><u>(ケ) 県は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。</u></p> <p>14 雪害に関する知識の普及・啓発</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市町村が実施する計画】(危機管理課)</p> <p>降積雪時の適切な活動や除雪作業の危険性と対応策等について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図るものとする。<u>特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の普及等を図るものとする。</u></p> <p>また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整えるものとする。</p> <p>イ 【県が実施する計画】(危機管理部・健康福祉部・警察本部)</p> <p>(ア) 次の項目についてテレビ、ラジオ等のマスメディアや、防災研修会、防災講演会、パンフレット等により広く県民に対して防災知識の普及を図る。<u>特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の普及等を図る。</u></p> <p>また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯に対して、地域で連携して支援する体制があることを普及・啓発する。</p> <p><u>(エ) 集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急</u></p>	<p>ア 【市が実施する計画】(全部局)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ 【市、県及び関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) 集中的な大雪に対しては、国〔国土交通省〕、地方公共団体及び高速道路事業者は<u>道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、</u>車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。</p> <p>ウ 【県が実施する計画】</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>14 雪害に関する知識の普及・啓発</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(総務部)</p> <p>降積雪時の適切な活動について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図る。</p> <p>また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。</p> <p>イ 【県が実施する計画】(危機管理部・健康福祉部・警察本部)</p> <p>(ア) 次の項目についてテレビ、ラジオ等のマスメディアや、防災研修会、防災講演会、パンフレット等により広く県民に対して防災知識の普及を図る。</p> <p>また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯に対して、地域で連携して支援する体制があることを普及・啓発する。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
---	--	------------------------

の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。

(新設)

修正後	修正前	修正理由																																																																										
<p style="text-align: center;"><b>第1節 災害直前活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 気象警報・注意報等の伝達活動</p> <p>(2) 実施計画【県が実施する対策】</p> <p>雪に関する気象警報・注意報等の伝達系統</p> <p>伝達は他の気象警報・注意報と同様に行われるが、県においては、以下のとおり行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>長野地方気象台が発表する雪に関する警報・注意報</b></p> <p><b>警報</b></p> <table border="1" data-bbox="222 1171 1276 1827"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th colspan="3">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴風雪</td> <td colspan="3">平均風速 17m/s 以上 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">大雪</td> <td>一次細分</td> <td>二次細分</td> <td>12 時間降雪の深さ</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">北部</td> <td>中野飯山地域</td> <td>40cm 以上</td> </tr> <tr> <td>長野地域</td> <td>25cm 以上〔山沿い <b>30cm</b> 以上〕</td> </tr> <tr> <td>大北地域</td> <td>25cm 以上〔山沿い <b>30cm</b> 以上〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">中部</td> <td>上田地域</td> <td>25cm 以上〔菅平 <b>25cm</b> 以上〕</td> </tr> <tr> <td>佐久地域</td> <td>20cm 以上</td> </tr> <tr> <td>松本地域</td> <td>20cm 以上〔聖高原 25cm 以上〕</td> </tr> <tr> <td>乗鞍上高地地域</td> <td>30cm 以上</td> </tr> <tr> <td>諏訪地域</td> <td>20cm 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">南部</td> <td>上伊那地域</td> <td>20cm 以上</td> </tr> <tr> <td>木曾地域</td> <td>20cm 以上</td> </tr> <tr> <td>下伊那地域</td> <td>20cm 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>注意報</b></p>	種類	発表基準			暴風雪	平均風速 17m/s 以上 雪を伴う			大雪	一次細分	二次細分	12 時間降雪の深さ	北部	中野飯山地域	40cm 以上	長野地域	25cm 以上〔山沿い <b>30cm</b> 以上〕	大北地域	25cm 以上〔山沿い <b>30cm</b> 以上〕	中部	上田地域	25cm 以上〔菅平 <b>25cm</b> 以上〕	佐久地域	20cm 以上	松本地域	20cm 以上〔聖高原 25cm 以上〕	乗鞍上高地地域	30cm 以上	諏訪地域	20cm 以上	南部	上伊那地域	20cm 以上	木曾地域	20cm 以上	下伊那地域	20cm 以上	<p style="text-align: center;"><b>第1節 災害直前活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 気象警報・注意報等の伝達活動</p> <p>(2) 実施計画【県が実施する対策】</p> <p>雪に関する気象警報・注意報等の伝達系統</p> <p>伝達は他の気象警報・注意報と同様に行われるが、県においては、以下のとおり行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>長野地方気象台が発表する雪に関する警報・注意報</b></p> <p><b>警報</b></p> <table border="1" data-bbox="1454 1171 2507 1827"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th colspan="3">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴風雪</td> <td colspan="3">平均風速 17m/s 以上 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">大雪</td> <td>一次細分</td> <td>二次細分</td> <td>12 時間降雪の深さ</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">北部</td> <td>中野飯山地域</td> <td>40cm 以上</td> </tr> <tr> <td>長野地域</td> <td>25cm 以上〔山沿い <b>60cm</b> 以上〕</td> </tr> <tr> <td>大北地域</td> <td>25cm 以上〔山沿い <b>60cm</b> 以上〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">中部</td> <td>上田地域</td> <td>25cm 以上〔菅平 <b>50cm</b> 以上〕</td> </tr> <tr> <td>佐久地域</td> <td>20cm 以上</td> </tr> <tr> <td>松本地域</td> <td>20cm 以上〔聖高原 25cm 以上〕</td> </tr> <tr> <td>乗鞍上高地地域</td> <td>30cm 以上</td> </tr> <tr> <td>諏訪地域</td> <td>20cm 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">南部</td> <td>上伊那地域</td> <td>20cm 以上</td> </tr> <tr> <td>木曾地域</td> <td>20cm 以上</td> </tr> <tr> <td>下伊那地域</td> <td>20cm 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>注意報</b></p>	種類	発表基準			暴風雪	平均風速 17m/s 以上 雪を伴う			大雪	一次細分	二次細分	12 時間降雪の深さ	北部	中野飯山地域	40cm 以上	長野地域	25cm 以上〔山沿い <b>60cm</b> 以上〕	大北地域	25cm 以上〔山沿い <b>60cm</b> 以上〕	中部	上田地域	25cm 以上〔菅平 <b>50cm</b> 以上〕	佐久地域	20cm 以上	松本地域	20cm 以上〔聖高原 25cm 以上〕	乗鞍上高地地域	30cm 以上	諏訪地域	20cm 以上	南部	上伊那地域	20cm 以上	木曾地域	20cm 以上	下伊那地域	20cm 以上	<p>修正理由</p> <p>組織改編による修正</p> <p>数値の訂正</p>
種類	発表基準																																																																											
暴風雪	平均風速 17m/s 以上 雪を伴う																																																																											
大雪	一次細分	二次細分	12 時間降雪の深さ																																																																									
	北部	中野飯山地域	40cm 以上																																																																									
		長野地域	25cm 以上〔山沿い <b>30cm</b> 以上〕																																																																									
		大北地域	25cm 以上〔山沿い <b>30cm</b> 以上〕																																																																									
	中部	上田地域	25cm 以上〔菅平 <b>25cm</b> 以上〕																																																																									
		佐久地域	20cm 以上																																																																									
		松本地域	20cm 以上〔聖高原 25cm 以上〕																																																																									
		乗鞍上高地地域	30cm 以上																																																																									
		諏訪地域	20cm 以上																																																																									
	南部	上伊那地域	20cm 以上																																																																									
		木曾地域	20cm 以上																																																																									
		下伊那地域	20cm 以上																																																																									
種類	発表基準																																																																											
暴風雪	平均風速 17m/s 以上 雪を伴う																																																																											
大雪	一次細分	二次細分	12 時間降雪の深さ																																																																									
	北部	中野飯山地域	40cm 以上																																																																									
		長野地域	25cm 以上〔山沿い <b>60cm</b> 以上〕																																																																									
		大北地域	25cm 以上〔山沿い <b>60cm</b> 以上〕																																																																									
	中部	上田地域	25cm 以上〔菅平 <b>50cm</b> 以上〕																																																																									
		佐久地域	20cm 以上																																																																									
		松本地域	20cm 以上〔聖高原 25cm 以上〕																																																																									
		乗鞍上高地地域	30cm 以上																																																																									
		諏訪地域	20cm 以上																																																																									
	南部	上伊那地域	20cm 以上																																																																									
		木曾地域	20cm 以上																																																																									
		下伊那地域	20cm 以上																																																																									

種類	発表基準		
風雪	平均風速 13m/s 以上 雪を伴う		
大雪	一次細分	二次細分	12 時間降雪の深さ
	北部	中野飯山地域	25cm 以上
		長野地域	15cm 以上〔山沿い 20cm 以上〕
		大北地域	15cm 以上〔山沿い 20cm 以上〕
	中部	上田地域	10cm 以上〔菅平 15cm 以上〕
		佐久地域	10cm 以上
		松本地域	10cm 以上〔聖高原 15cm 以上〕
		乗鞍上高地地域	20cm 以上
		諏訪地域	10cm 以上
	南部	上伊那地域	10cm 以上
		木曾地域	10cm 以上
		下伊那地域	10cm 以上
雪崩	1 表層雪崩：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さが 20cm 以上で風速が 10m/s 以上。又は積雪が 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上。 2 全層雪崩：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃以上、又は日降水量が 15mm 以上。		
着氷	著しい着氷が予想されるとき。		
着雪	著しい着雪が予想されるとき。		
融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 10℃以上。 2. 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で、日降水量が 20mm 以上。		

## 2 住民の避難誘導等

### (1) 基本方針

イ 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、計画的・予防的な通行規制区間を設定するものとする。

### (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(市民生活部、危機管理課)

(ア) 住民の避難が必要とされる場合には、避難指示等を行う。また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施する。

(エ) 住民への避難指示等の伝達に当たっては市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

種類	発表基準		
風雪	平均風速 13m/s 以上 雪を伴う		
大雪	一次細分	二次細分	12 時間降雪の深さ
	北部	中野飯山地域	25cm 以上
		長野地域	15cm 以上〔山沿い 20cm 以上〕
		大北地域	15cm 以上〔山沿い 20cm 以上〕
	中部	上田地域	10cm 以上〔菅平 15cm 以上〕
		佐久地域	10cm 以上
		松本地域	10cm 以上〔聖高原 15cm 以上〕
		乗鞍上高地地域	20cm 以上
		諏訪地域	10cm 以上
	南部	上伊那地域	10cm 以上
		木曾地域	10cm 以上
		下伊那地域	10cm 以上
雪崩	1 表層雪崩：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さが 20cm 以上で風速が 10m/s 以上。又は積雪が 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上。 2 全層雪崩：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃以上、又は日降水量が 15mm 以上。		
着氷・着雪	著しい着氷、 <u>着雪</u> が予想されるとき。		
融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 10℃以上。 2. 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で、日降水量が 20mm 以上。		

## 2 住民の避難誘導等

### (1) 基本方針

イ 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。

### (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(市民生活部、総務部)

(ア) 住民の避難が必要とされる場合には、避難指示を行う。また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施する。

(新設)

国の防災基本計画に合わせて修正

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(都市建設部)</p> <p><u>(7)</u> それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図る。</p> <p><u>(イ) 市は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促するとともに、必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(都市建設部)</p> <p>それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図る。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

その他（航空災害対策編 第1章第1節）

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第1節 情報の収集・連絡体制の整備</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 住民から消防機関等を通じ入った災害情報を、<u>東京航空局</u>や救難調整本部へ伝達する方法等をあらかじめ定めておく。(危機管理部、企画部、警察本部)</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 松本空港の離発着陸機及び長野県内の航空機の運航状況について、可能な限り把握に努めるとともに、県、航空運送事業者への連絡体制の整備を図る。<u>(東京航空局)</u></p> <p>(イ) 航空機の安全運航に関する松本空港の気象状況についての的確な実況監視を行い関係機関へ伝達する体制を整備する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 情報の収集・連絡体制の整備</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 住民から消防機関等を通じ入った災害情報を、<u>国土交通省東京航空局松本空港出張所(以下「CAB」(Civil Aviation Bureau) という。)</u>など救難調整本部へ伝達する方法等をあらかじめ定めておく。(危機管理部、企画部、警察本部)</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 松本空港の離発着陸機及び長野県内の航空機の運航状況について、<u>東京航空局との連携により</u>可能な限り把握に努めるとともに、県、航空運送事業者への連絡体制の整備を図る。<u>(CAB)</u></p> <p>(イ) 航空機の安全運航に関する松本空港の気象状況についての的確な実況監視を行い関係機関へ伝達する体制を整備する。<u>(東京航空地方気象台松本航空気象観測所)</u></p>	<p>CAB閉鎖に伴う修正</p> <p>文言削除</p>

その他（航空災害対策編 第1章第2節）

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第2節 災害応急体制の整備</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(エ) 消防機関同士の相互応援体制が円滑に行われるよう、火山災害対策編第2章第<u>5</u>節「広域相互応援計画」に定めるとおり、緊急消防援助隊の出動を想定した人命救助活動の支援体制の整備を行う。(危機管理部)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 災害応急体制の整備</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(エ) 消防機関同士の相互応援体制が円滑に行われるよう、火山災害対策編第2章第<u>4</u>節「広域相互応援計画」に定めるとおり、緊急消防援助隊の出動を想定した人命救助活動の支援体制の整備を行う。(危機管理部)</p>	<p>誤字の修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第2節 災害応急体制の整備</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 関係市町村等への連絡等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【関係機関が実施する対策】</p> <p>(ア) 松本空港の離着陸機の事故を覚知した場合及び長野県内の航空機の災害発生情報を得た場合は速やかに県への連絡を行う。<u>(東京航空局)</u></p> <p>(イ) 県内に発表された気象警報・注意報等を関係機関へ伝達するとともに、松本空港及び航空路における予報の解説を行う。また、松本空港及びその周辺における災害発生情報を得た時は、松本空港における気象状況の臨時観測を行い、関係機関に伝達を行う。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 情報の収集・連絡・通信の確保</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 関係市町村等への連絡等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【関係機関が実施する対策】</p> <p>(ア) 松本空港の離着陸機及び長野県内の航空機の運航状況、東京航空局からの災害発生情報を得た場合は速やかに県への連絡を行う。<u>(国土交通省東京航空局松本空港出張所（以下「CAB」という。))</u></p> <p>(イ) 県内に発表された気象警報・注意報等を関係機関へ伝達するとともに、松本空港及び航空路における予報の解説を行う。また、松本空港及びその周辺における災害発生情報を得た時は、松本空港における気象状況の臨時観測を行い、関係機関に伝達を行う。<u>(東京航空地方気象台松本空港気象観測所)</u></p>	<p>CAB閉鎖に伴う修正</p> <p>文言削除</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>航空災害における連絡体制</b></p> <p>(1) 航空事故情報等の連絡</p>	<p style="text-align: center;"><b>航空災害における連絡体制</b></p> <p>(1) 航空事故情報等の連絡</p>	<p>CAB閉鎖に伴う修正</p>



修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>3 鉄道施設周辺の安全の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ア 【県及び市が実施する計画】</u>（都市建設部）</p> <p>大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険箇所の把握、防災工事の実施等の土砂災害対策を講ずる。</p> <p><u>イ 【鉄道事業者が実施する計画】</u></p> <p><u>鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>3 鉄道施設周辺の安全の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>【市が実施する計画】</b>（都市建設部）</p> <p>大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険箇所の把握、防災工事の実施等の土砂災害対策を講ずる。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</b></p> <p><b>第2 主な取組み</b></p> <p>6 鉄道事業者は、事故の発生を想定した訓練を実施し、迅速かつ円滑な<u>対応方法</u>の確立に努める。</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>3 救助・救急・消火活動のための体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【鉄道事業者が実施する計画】</p> <p><u>(エ) 鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</b></p> <p><b>第2 主な取組み</b></p> <p>6 鉄道事業者は、事故の発生を想定した訓練を実施し、迅速かつ円滑な<u>対応方</u>の確立に努める。</p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>3 救助・救急・消火活動のための体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【鉄道事業者が実施する計画】</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>誤字の修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

その他（鉄道災害対策編 第2章 第1節）

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 鉄道事故情報等の連絡</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市が実施する対策】（<u>危機管理課</u>、都市建設部、市民生活部）</p> <p>(イ) 発見又は連絡に基づき、市及び県は直ちに、警戒体制の強化、避難指示の発令、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講ずる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</b></p> <p><b>第3 活動の内容</b></p> <p>1 鉄道事故情報等の連絡</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市が実施する対策】（<u>総務部</u>、都市建設部、市民生活部）</p> <p>(イ) 発見又は連絡に基づき、市及び県は直ちに、警戒体制の強化、避難指示、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講ずる。</p>	<p>組織改編による修正</p> <p>災害対策費本法の改正に伴う修正</p>

その他（林野火災対策編 第1章 第1節）

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第1節 林野火災に強い地域づくり</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 林野火災対策計画の確立</p> <p>2 予防対策の実施</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【市、松本広域消防局及び県が実施する計画】（市：農林部、<u>危機管理課</u>、松本広域消防局）</p> <p>市、松本広域消防局及び県は、林野火災予防のため、次の事業を行う。</p> <p>(ウ) <u>山地防災ヘルパー、災害時等における協定締結者及び現地出張した職員等</u>による巡視</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 林野火災に強い地域づくり</b></p> <p><b>第3 計画の内容</b></p> <p>1 林野火災消防計画の確立</p> <p>2 予防対策の実施</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【市、松本広域消防局及び県が実施する計画】（市：農林部、<u>総務部</u>、松本広域消防局）</p> <p>市、松本広域消防局及び県は、林野火災予防のため、次の事業を行う。</p> <p>(ウ) <u>森林保全巡視指導員及び森林保全推進員</u>による巡視</p>	<p>文言の修正</p> <p>巡視指導員の廃止による修正</p>